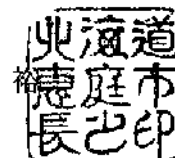


恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 6 号

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険税条例（昭和 5 1 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条（略） （課税額） 第 2 条（略） 2（略） 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22 万円</u> とする。 4（略） 第 3 条～第 20 条（略） （国民健康保険税の減額）	第 1 条（略） （課税額） 第 2 条（略） 2（略） 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24 万円</u> とする。 4（略） 第 3 条～第 20 条（略） （国民健康保険税の減額）

現行	改正案
第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>22 万円</u> を超える場合には、<u>22 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) 第 21 条の 2～第 26 条 (略)	第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24 万円</u> を超える場合には、<u>24 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) 第 21 条の 2～第 26 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。